

高松市地域活性化起業人制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱（令和3年3月30日総行応第78号）に基づき設置する高松市地域活性化起業人（以下「地域活性化起業人」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 三大都市圏 国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。
- (2) 地域活性化起業人 三大都市圏に本社機能を有する民間企業等に勤務する者であって、継続して本市に派遣され、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事するものをいう。
- (3) 派遣元企業 地域活性化起業人を本市に派遣する民間企業等をいう。

(職務)

第3条 地域活性化起業人は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 政策調整、行政改革、公有財産利活用等に関する業務
- (2) 子ども子育て、福祉、災害対応等に関する業務
- (3) 保健衛生、環境等に関する業務
- (4) 農業、畜産業、林業、水産業振興等に関する業務
- (5) 観光振興、観光誘客対策、観光地域づくり法人設立等に関する業務
- (6) 地域産品の開発、販路の開拓及び拡大等に関する業務
- (7) 移住促進、都市農村交流、交流人口の拡大等に関する業務
- (8) 地域経済活性化、雇用対策、人材育成、企業誘致等に関する業務
- (9) 土木管理、道路橋りょう、河川、住宅、空き家対策等に関する業務
- (10) 自治体DX及び地域DXに関する業務
- (11) 脱炭素等、GXに関する業務

(12) 教育に関する業務

(13) 地域商社支援及び立上げ等、中間支援機能に関する業務

(14) 広報に関する業務

(15) その他地域の活性化に資する業務

(身分)

第4条 地域活性化起業人は、派遣元企業の社員としての身分を有したまま、職務に従事するものとする。

(受入期間)

第5条 派遣元企業から地域活性化起業人を受け入れる期間（以下「受入期間」という。）は、1年とし、最長3年まで延長することができる。

2 受入期間を延長する場合は、1年ごとに延長するものとする。

(配属先)

第6条 地域活性化起業人の配属先、勤務場所及び職務内容は、市と派遣元企業が協議の上、定めるものとする。

(勤務条件等)

第7条 地域活性化起業人の勤務条件その他必要な事項については、市と派遣元企業が協議の上、定めるものとする。

(給与等)

第8条 地域活性化起業人の給与等は、派遣元企業が支払うものとする。

2 地域活性化起業人は、受入期間中も派遣元企業の社員として加入する健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働災害補償保険の被保険者とする。

(協定)

第9条 市長と派遣元企業の代表者は、地域活性化起業人の受入条件及びこれに係る費用負担その他について協議し、合意した事項について協定書を作成するものとする。

(解任)

第10条 市長は、地域活性化起業人が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

(1) 自己の都合により辞任を申し出たとき。

(2) 派遣元企業の都合により業務を継続できなくなったとき。

(3) 心身の故障のため業務を遂行することが困難であると認められるとき。

(4) その他地域活性化起業人として必要な適格性を欠くと認められるとき。

(守秘義務)

第11条 地域活性化起業人は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。